

Ability

上小建設労働組合

上田市国分741-7

0268-22-2362



アビリティ
2025.Feb
No.840

1月28日 組合臨時大会開催

『組合員負担軽減』のための議案が可決

❀ 支部廃止 ❀ 支部費徴収なし ❀ 青年部廃止

以前より組合員の皆様から「役員負担の軽減」や「支部の廃止」について再三要望が寄せられてきました。時代の変化とともに、組合でも皆様の要望をかなえるために、この度『組合臨時大会』を開催し、支部廃止が可決されました。これに伴い一層「組合負担の軽減」を実現することができました。

支部費の清算は5月請求時に組合員へ還付し、今年度より支部費の徴収はありません。

青年部についても、10月に青年部員全員に今後の存続についてアンケートを実施しました。

今回の支部の廃止に伴い、青年部役員も支部からの選出できない事と、青年部のアンケート結果も含めて討議した結果、「青年部を廃止する」ことで可決されました。

今後も、魅力ある組合づくりをモットーに組合を盛り上げていきますので、皆様のご協力をお願いします。

法人設立を検討中の方は組合までご相談ください

個人事業所が法人を新たに設立したり、従業員が5人以上になると「社会保険（健康保険および厚生年金保険）」が強制適用となりますが、建設国保加入者は厚生年金保険に加入することで、社会保険と同等となります。

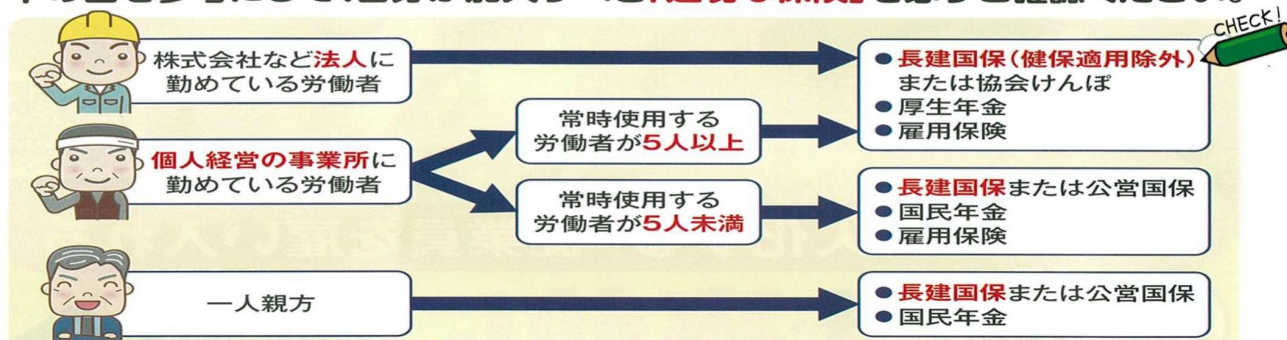
申請を所定の期間内に行わない場合協会けんぽに加入しなければならず、一度協会けんぽに移ってしまうと、長建国保には戻れません。検討中の方は組合までご一報ください。

自分の会社やそこで働く労働者は
どんな保険に加入すればいいの？



一人親方の場合は
どうなるの？

下の図を参考にして、自分が加入すべき「適切な保険」を必ずご確認ください。





確定申告の準備はお早めに！！



決算申告の時期となりました。組合では決算書作成までのお手伝いをさせていただきます。

確定申告は各自税務署等でお願います。希望される方は、希望日時を組合へ電話予約をお願いします。

【相談日】 2月14日（金）～ 2月21日（金）
9:00～ 10:00～ 11:00～ 13:00～ 14:00～ 15:00～

スマホやPCでできる
確定申告はコチラから



税務署窓口での收受印の押印廃止

今年度より申告書提出時の押印が廃止となりました。証明が必要な方は税務署へお尋ねください

医療費のお知らせが建設国保より発送されました。

令和5年11月～令和6年10月末までの医療費のお知らせが発送されました。

確定申告の際に医療費控除の明細書としてご使用いただけます。11・12月診療分や保険診療以外の医療費は領収書をもとに明細書を作成してください。

全労済から新しいご提案商品が発売されました。



生命・医療共済『あおぞら』

組合員の皆さんだけが加入できる！
手頃な掛金の新たな共済制度です！（※1）

補償内容など、詳しくは 0268-22-6034 全労済までお問い合わせください

家族保険料減額申請 20歳を迎えたご家族がいる方はご注意下さい。

令和7年4月1日現在、20歳の家族のいる世帯は、4月請求から保険料が自動的に値上がりします。20歳～64歳の扶養家族の建設国保保険料は、8,900円（月額）です。

但し、学生の方は現在の保険料が据え置かれます。対象者のいるご家庭は3月末までに減額申請を行なって下さい。申請には**在籍が確認できる学生証（裏表コピー）**・**現在住んでいるアパートの住所**が必要です。※保険料の減額は、申請のあった翌月からとなります。それ以前の保険料は遡って減額できませんので予めご了承ください。

対象者	必要書類	WEB申請
4月以降も学生で別居の方	<ul style="list-style-type: none"> 学生証の写し（裏・表） 現在通学のために居住している住所 	
20歳以上で減額対象の方（※扶養の妻は対象外）		
自宅から通学している学生	<ul style="list-style-type: none"> 学生証の写し（裏・表） 	
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者手帳等の写し 	
病气療養中の人	<ul style="list-style-type: none"> 前年11月1日以前から2月1日まで継続して入院していることがわかる医師の証明書 	

労災に入っているから大丈夫？



～1年に1度は見直しましょう！～

答えは



適切な加入をしていないと、いざという時、労災保険が適用されません。

3月には年度更新の書類を送付いたしますので、変更のある方はこの時期にお手続きください。



中小事業主	一人親方
労働者（アルバイト・パートを含む）に日当・給料を支払い、年間通算してのべ100日以上労働者を使用する方。 (休日などに労働者を伴わない状況での作業中のケガは対象外となります)	労働者を使用せず建設業を行っている方は一人親方に該当します。(家族専従者含む) また法人の代表者・役員も労働者を使用していなければ、一人親方に該当します。

病院で受診した婦人科検診に補助金が出ます。

かかりつけ医等にて自費で婦人科検診を受診した建設国保の加入者は3,000円以上の領収書を提出していただくと補助金が出ます。

乳がん検診・子宮がん検診を合算して4,000円以上でも対象になりますので、申請してください。

40歳以上の方は特定健診の受診が必須です。

インフルエンザが猛威を振るっています。



予防接種で重症化を防ぎましょう！！3000円まで補助あります。

FAXでの申請も可能です。（建設国保の加入者限定）

接種した方の氏名のわかる領収書を0268-27-4315まで送信してください。

WEB申請で簡単！

Gmailをお持ちの方はQRコードよりWEB申請もできます。



マイナンバーカードの保険証利用者登録はお済ですか？

転職などで保険者が変わった場合、新しい健康保険証の持参が必要となっていました。マイナンバーカードを健康保険証として利用することで、加入する保険者が変わっても、新しい健康保険証の発行を待たずに受診が可能になります。急な入院などで高額な医療費を自己負担が発生する場合でも、マイナンバーカードを健康保険証として利用すれば、「限度額適用認定証」の提出が必要なく、自己負担のみの支払いで済みます。

マイナ保険証は医療機関などでも利用登録ができます。

登録した方には翌月に資格確認のお知らせが届きます。

マイナ保険証を使うと過去の治療情報や投薬情報などでより適切な医療を受けることにもつながります。是非ご利用をご検討ください。



組合の健康診断で、大腸・肺ガンが見つかってます！
早期発見は大変重要ですので、受診していない方は
大至急お申し込みください。

今年度の健康診断は下記日程のみです。

FAX 0268-27-4315
TEL 0268-22-2362

2024検診



※申込みは先着順です。（定員になり次第締切とさせていただきます。）

※申込者は受診月の月初に健診セットを送付します。

1. 組合健康診断を受診する方。 希望する日程に○をつけてください。

	国保番号	受診者氏名	オプション希望
☆組合事務所☆	1	・	(前立腺・石綿)
R7.3.25 (火)	2	・	(前立腺・石綿)
R7.3.26 (水)	3	・	(前立腺・石綿)

2. 組合での検診を希望されない方

- ① **特定健診の受診券**を使用し、かかりつけ医などで受診
- ② **人間ドックの結果と領収書・補助金申請書類**を送付⇒最大で2万円の補助
 (30歳以上の国保加入者対象・扶養の方も対象)
- ③ パート先等で**健康診断を受診し結果を提供**(1万円未満の健診)⇒QUOカード2,000円分謝礼
 (40歳以上の国保加入者が対象・扶養の方も対象) 翌月の請求書に同封します。



組合ホームページが新しくなりました。

以前より見やすく
 見つけやすい。
 使いやすいHPです

仕事と生活をトータルサポート
e-kumiai
 上小建設労働組合



お問い合わせメール
 お問い合わせ専用ダイヤル
 ☎0268-22-2362
平日9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く

2023.03.01現在
 組合員数
 総数2,340人
 男性2,201人
 女性139人

